

環境教育等促進法に基づく
体験の機会の場認定制度
事例集



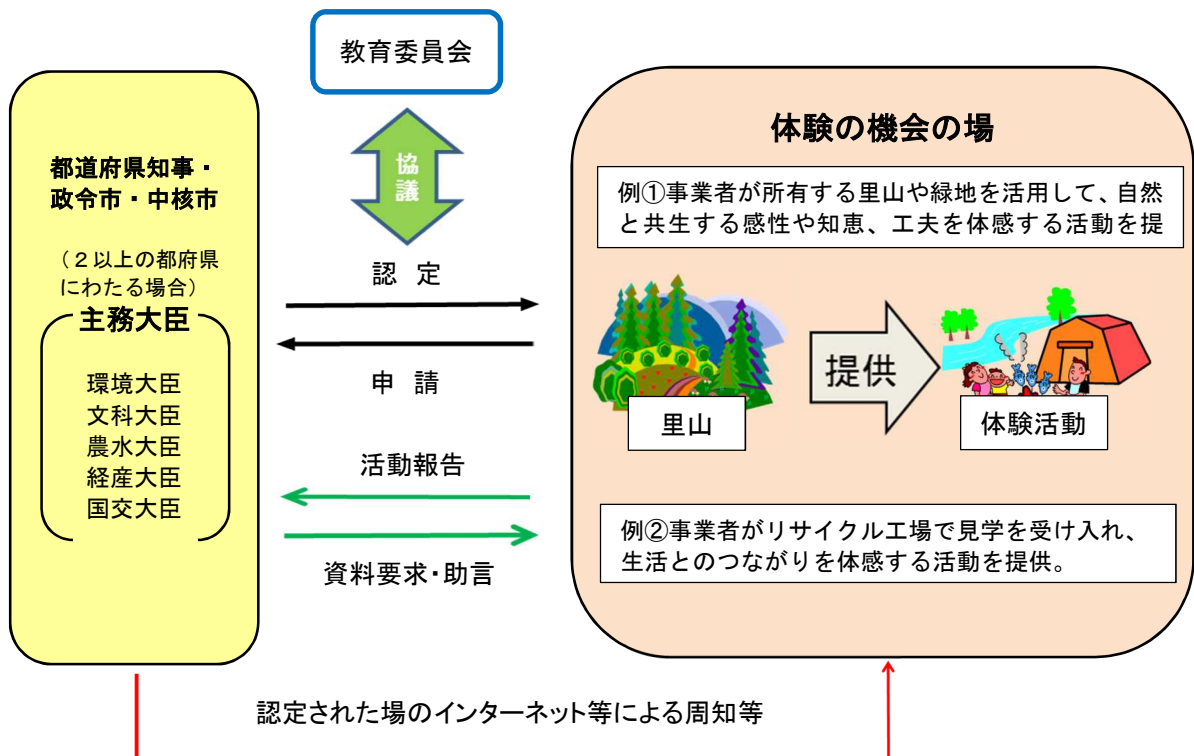
令和元年9月

環境省

体験の機会の場認定制度の概要

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事の認定を受けることができる制度です。

例えば、森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することができます。



環境教育等促進法に基づく
体験の機会の場合認定制度事例集

目次

認定自治体	場の名称	事業者名	事業内容	ページ
青森県	弘前だんぶり池	ひろさき環境パートナーシップ21	生物観察会や池の環境を育む保全活動等を通じた自然環境や生物多様性の保全の大切さに関する理解促進	1
秋田県	能代火力発電所および能代エナジウムパーク	東北電力株式会社能代火力発電所	火力発電所や能代エナジウムパークの見学を通じて発電所の取組やエネルギー資源等の重要性に係る理解促進	4
前橋市	サンデンフォレスト	サンデンファシリティ株式会社	自然体験活動や森林整備体験活動／自動販売機や冷凍冷蔵ショーケースの生産工場の見学／ヒートポンプによる省エネ技術や災害対応自販機の体験等	7
前橋市	モノ：ファクトリー	株式会社ナカダイ	リサイクル工場見学及び廃棄物を使ったワークショップ／廃棄物から見える環境問題の啓もう教育・講習会	10
群馬県	チノービオトープフォレスト（株式会社チノー藤岡事業所内）	株式会社チノー	豊かな自然環境で生物と触れ合う機会や参加者同士のコミュニケーションを通じて環境保全の気づきを促す／自然環境を題材として自ら考え行動し学習する機会を提供する。	14
埼玉県	石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾	石坂産業株式会社	建設廃棄物の資源化プラント施設見学で3Rを学ぶ／三富地区の里地里山を五感で学ぶ	17
八王子市	佐川急便「高尾100年の森」	佐川急便株式会社	里山や自然に触れ合い、森林散策や里山保全体験、間伐材をつかったクラフト体験などを通じて、自然や里山保全の大切さについて学ぶ	20
川崎市	昭和電工株式会社川崎事業所	昭和電工株式会社川崎事業所	使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育（分別体験、化学実験、事業所見学等）	22

認定自治体	場の名称	事業者名	事業内容	ページ
川崎市	株式会社ショウエイ 本社	株式会社ショウエイ	ろ過装置を利用した水、熱、電気 の省エネ学習（ろ過実験、事業所 見学等）	25
川崎市	富士通株式会社川崎工場	富士通株式会社川崎工場	タブレットPCを用いた環境教 育（講座・事業所見学）	27
川崎市	明治大学黒川農場	明治大学黒川農場	アグリサイエンスアカデミー（農 業体験等）	29
川崎市	東京ガスキッチンランド 川崎	東京ガス株式会社	環境に配慮した食の取組（講座、 調理実習）	31
山梨県	清泉寮新館及びキャンプ 場を含むその周辺の森林	公益財団法人キープ協会	「環境教育指導者セミナー（清里 インタープリターズキャンプ）」 インタープリター（環境教育指導 者）の普及	34
大阪市	あおぞら財団付属西淀 川・公害と環境資料館 （エコミュージズ）	公益財団法人公害地域再 生センター	西淀川公害についての体験学習 ／公害地域を学ぶフィールドワ ーク等	37
広島県	株式会社オガワエコノス 本山工場	株式会社オガワエコノス	廃家電製品の分解を通じた3R の学習	41
高知市	株式会社相愛	株式会社相愛	丸太切り・薪割体験・竹細工等を 通じた森林・竹林整備の重要性の 理解促進	43

	体験の機会場の認定制度の概要	表紙裏
コラム	環境教育等促進法と基本方針について	13
	体験の機会場の認定の要件について	24
	「体験の機会場」研究機構との協定締結について	33
参考資料	環境教育等促進法基本方針を踏まえた体験の機会場の認定制度の積極的活用について	46
	関連法令（抜粋）	50

弘前だんぶり池（青森県）

認定事業者名：ひろさき環境パートナーシップ21

活動を行うようになったきっかけ

2001年3月に策定された「弘前市環境基本計画」の素案作成に携わった検討委員会のメンバーが、「計画を絵に描いた餅に終わらせず、自分たちが創った計画は、自分たちで推進して行こう」と決意し、まず、2002年2月に市民・事業者主体の自立的な任意組織「ひろさき環境パートナーシップ21（HEP21）」を設立しました。HEP21は、同年3月弘前市との間で「環境パートナーシップ協定」を締結し、以後、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、計画に謳われた「自然環境の復元」を具体化するため、「弘前だんぶり池」（だんぶり：津軽弁でトンボのこと）づくりを始めました。貴重なトンボ等が残っていた休耕田を弘前市が買い上げ、協定を締結しているHEP21の市民・事業者が中心となってボランティアで池のデザインや整備活動等を行い、2003年10月には開所式を開催しています。

HEP21では整備活動当初から、「弘前だんぶり池」の環境教育・環境学習の場としての活用を考えており、2003年度から小中学生等の受け入れを開始しています。

2017年9月には、青森県より「体験の機会の場」の認定を受けました。



活動として行っていること

「弘前だんぶり池」は面積約5,500㎡で、10枚の休耕田を活用し、低水温湿原、暖水池、水路、湿原等を組み合わせた多様な生物が生息する空間となっており、青森県の絶滅危惧種であるハラビロトンボやハッチョウトンボをはじめ、これまで43種のトンボが確認されたほか、池周辺も里山としての自然がたくさん残っています。

この「弘前だんぶり池」において、小学生から一般市民までを対象とした、自然環境を再生する活動（自然再生活動）や、生物多様性保全等の大切さを実感していただくため、生物観察会などの自然体験活動を行っています。

参加者の安全確保について

「弘前だんぶり池」自然再生活動や自然体験活動における安全管理マニュアルに基づき、参加者の安全確保を行っています。プログラム実施前には、事前に場内点検・補修等を行うほか、参加者にもその都度、安全注意喚起を行っています。

体験の機会の場への参加の状況について

2018年度は、小学生から一般市民まで、自然再生活動には169名、自然体験活動には258名の、合計427名の方が参加しました。

2018年度に実施した県の「親子で楽しく学ぶ体験型環境教育プランモデル事業」の委託事業である、「弘前だんぶり池」観察会&動植物クローズアップ撮影会には親子31名が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・初めて参加しましたが、普段見ることのできない生き物をたくさん見ることができて、貴重な体験ができました。
- ・楽しかったです。特に写真が上手に撮れて、とても嬉しかったです。たくさんの生き物に触ったり、名前がわかったり、おもしろい発見がたくさんありました。
- ・去年も参加させていただきましたが、より多くの生物を発見して観察することができ、とても楽しく有意義な時間を過ごすことができました。来年もぜひ参加したいです。



地域や国、世代を超えた交流について

2018年度に実施した県委託事業である、「弘前だんぶり池」観察会&動植物クローズアップ撮影会では、小学生までの親子が参加対象でしたが、地元企業のキャノンプレジジョン（株）社員も参加し、デジタルカメラや小型プリンターの提供を受けたほか、弘前大学フィールドサイエンス研究会の大学生もスタッフで参加し、連携・協働して実施する中で、世代を超える交流がありました。

環境教育としての効果について

「弘前だんぶり池」では、まちなかでは見られなくなった生物がたくさん生息しており、子どもたちは生物観察会で水生生物等采取する中で、自然環境再生の大切さや生物多様性保全の大切さ等を実感することができます。教科書だけの学びと違い、ここでの学びは、やがて大人になっても忘れられない体験となって残ることと思います。

終わりに

「弘前だんぶり池」は、市街地から5kmほど離れた里山地域にあり、サワガニやカジカなどが生息する赤沢・大畑沢という二本の清流に囲まれた休耕田です。だんぶり池づくりにあたっては、動植物を持ち込まない、持ち出さないを原則とし、自然の力による環境の復元をめざして、現存する生物への影響を最小限とするため、機械力に頼らず人力で池の掘削や木道の整備等を進めました。また、10枚の田んぼは、それぞれ水深や形態を変化させた池とし、生物多様性の確保に努めました。

その結果、だんぶり池では、トンボのほかにも、メダカやトウホクサンショウウオ、ゲンジボタルやヘイケボタルなども見られるほか、ドジョウやカエル類もたくさん生息するため、カワセミ等の鳥類も見ることができるなど、無移植にもかかわらず、多様な生物が生息する空間となっております。ぜひ、お越しいただければと思います。

所在地・申込み方法

所在地 青森県弘前市大字坂元字赤沢1番地

申込方法 自然再生活動（だんぶり池づくり）については、「弘前だんぶり池カレンダー」を毎年発行し、だんぶり池における作業活動日を周知していますので、その日であればいつでもどなたでも参加可能です。カレンダーについては、弘前市のホームページをご覧ください。HEP21事務局へお問い合わせ願います。

自然体験活動（だんぶり池観察会等）については随時、受付しております（基本的に4月旬～11月初旬）ので、HEP21事務局へお問い合わせ願います。

弘前市 HP :

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/partner21/partner21.html>

HEP21事務局（白戸）：電話 0172-34-7834

メールアドレス qyhop627@ybb.ne.jp

環境教育等促進法に基づく体験の機会の場

能代火力発電所および能代エナジウムパーク（秋田県）

認定事業者名：東北電力株式会社 能代火力発電所

活動を行うようになったきっかけ

能代火力発電所では、隣接する能代エナジウムパークとともに見学等を通じて、発電所が行う環境保全に係る取組や地球環境の大切さ、エネルギー資源の重要性について理解を深めていただくことを目的とした取組を行っています。



2016年3月1日付には能代火力発電所と能代エナジウムパークが秋田県初の「体験の機会の場」として認定されました。



能代エナジウムパーク

活動として行っていること

毎年、次世代を担う地元の小学生を対象に発電所の見学や身近な電気に関する体験学習を通じて、環境意識の醸成やエネルギーの関心を深めていただくことを目的にエネルギー・環境教室を開催しています。

また、地元工業高校生に対しても、エネルギー産業に対する理解を深めていただくことにより、将来における就職先の選択肢としてもらうことや、地元への居住定着につなげることを目的に電力セミナーを開催しています。



参加者の安全確保について

発電所構内の見学時には「見学案内における安全推進計画」及び「安全の手引き」に基づき、見学者の安全を確保しています。

発電所タービンフロア内等の重要機器が設置してある場所の見学では、はみ出し禁止の黄色ロープ内を歩くように現場でスタッフが指示しています。



朝のミーティング時にスタッフは定期的に「安全の手引き」の輪読を実施しています。また、朝・夕のミーティング時に見学予定、構内工事予定、ハチの目撃情報などについて情報共有するとともに、天候や現場状況に応じた注意事項について確認しています。

その他、非常時に備え、年に2回程度、避難誘導訓練を実施するとともに、消防署主催によるAEDを使用した普通救命講習会に参加しています(年1回)。

体験の機会への参加の状況について

2018年度における実績は、小中高等学校の他、福祉施設や各種企業など260の団体、5,708名の方々に見学等をしていただきました。



【参加した方の声】

- 発電所の設備や発電の仕組みを知れた。
- 各会社の業務内容を知ることができたので進路に活かしたい。
- 発電所の仕事の様子を実際に見ることで、就職に対して考えるきっかけになった。
- 能代工業の先輩たちの話を聞いて、会社への理解が深まった。
- 発電の仕組みや環境に対する取組について、理解することができた。
- 発電所内は大きい機械が多く、迫力があつた。
- アテンダントの説明が分かりやすく勉強になった。

地域や国、世代を超えた交流について

見学者は県内在住の方が多いいものの、中国や東南アジア、ロシアからの見学も数件あります。

環境教育としての効果について

見学者は、幼児から学生、企業・団体及び個人一般まで、老若男女を問わず広範にわたり、見学を通じて普段目にする事のない発電所設備等を実際に見聞いただくことで、発電所における環境保全対策について理解いただいています。

また、6月の環境月間では、次世代を担う地元の小学生を対象としたエネルギー・環境教室を毎年開催し、電気に関する体験学習や発電所内の見学を通して環境意識の醸成とエネルギーへの関心を深めていただいています。



終わりに

能代火力発電所並びに能代エナジウムパークの見学を通じて、発電所が行う環境保全に係る取組と、地球環境の大切さ、エネルギー資源の重要性について学んでいただければと思っています。

所在地・申込み方法

所在地 秋田県能代市字大森山 1-6

申込方法 平日 9:30 ~ 16:30 の間に、直接電話にてお申込みをしてください。

TEL : 0185-52-2955

見学時間はご予約に合わせて調整いたします。

発電所の見学をご希望の方は、1週間前までにご予約下さい。

詳しくは、HP をご参照ください。

HP: <http://www.tohoku-epco.co.jp/pr/akita/noshiro.html>

サンデンフォレスト（群馬県）

認定事業者名：サンデンファシリティ株式会社

活動を行うようになったきっかけ

サンデンフォレストは、「環境と産業の矛盾なき共存」をコンセプトとした、赤城山南麓の事業所です。近自然工法という周囲の豊かな自然環境の再生に配慮した手法を用いて、2002年に開設されました。事業所では、自動販売機・ショーケースなどの生産活動を行っています。

また、敷地の半分を占める森林は、環境教育や自然体験活動のフィールドとして地域の方に利用いただいています。2014年8月には、群馬県より「体験の機会の場」の認定を受けました。



活動として行っていること



受入れ事業として、工場見学、自販機ミュージアムの見学、森のガイドウォーク、ネイチャークラフト、森づくり活動等を行っています。

また、事業所の一般公開日には、里山活動、工場見学会、森の子育て広場、森林整備活動、観察会等を主催しています。

その他、地域連携事業として、地域団体と連携した森林整備・保全活動を行っています。

参加者の安全確保について

活動実施時に、以下のことを行っています。

【事前】スタッフミーティングにて、予見されるリスクを共有。過去に同様の活動を実施して

いる場合は、ヒヤリハット事例を検索・共有。

【事中】活動前に、必ずセーフティトークの実施。ヒヤリとした事柄は、即時に全体へ連絡・注意喚起。スタッフ全員が応急処置をできるように、ファーストエイド用品を常備。

【事後】事後ミーティングにて、ヒヤリハット事例をその場で記録する。危険箇所や処置が必要な事柄については、即時に修理・修繕を行う。

また、定期巡回、救急用品のチェック・更新、動力機器・車両の定期点検と始動前チェックを実施しています。

体験の機会の場への参加の状況について

2017年度には、教育機関（幼稚園、小中学校、高校・養護学校、大学）、社会教育機関（公民館、教育委員会）、福祉機関（保育園、学童保育、介護福祉団体）、企業、自主サークル等131の団体、約5,500名が参加しました。また、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の3,469名が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・自然を守りながら活動しているという姿に感動した。
- ・児童の実態に合わせたお話の内容でよく理解できたようです。
- ・昔と新しい自販機があり、とても楽しめました。自販機の仕組みも見られてとても子供たちが集中して見ていました。

地域や国、世代を超えた交流について

日本企業の事例として、中国からの高校生の視察受入れを実施しました。また、主催事業では地元の方が講師となり、子育て世代が地域に伝わる知恵を学ぶといった取組を行いました。



環境教育としての効果について

産業と環境の共存を目指す企業の姿を知っていただくことができます。また、里山の自然を直接体験し、森林、生き物などの自然の背景にある事柄や、自然とともに生きる知恵を学ぶこ

とができます。企業の社員向けの環境教育として、森林のはたらきや生物多様性の重要性について学ぶ機会も提供しています。

終わりに

「体験の機会の場」の認定を受けることで、認定団体同士の交流や、所在地の自治体との連携事業のきっかけとなります。また、公的に認められることで、学校や地域への信頼度の向上や提供プログラムの質の維持に役立っています。

所在地・申込み方法

所在地 群馬県前橋市粕川町中之沢7番地

申込方法 【団体の場合】

- ・ 10名より受入れ
- ・ 予約：来社日の1年前～1か月前まで
- ・ 時間：9時～16時半まで
- ・ 費用：実費のみ
- ・ 申込先

電話 027 - 285 - 3225 又はホームページより <http://www.sandenforest.com/guidance/>

【個人の場合】

- ・ 主催事業への参加
- ・ 申込詳細は、ホームページより

モノ：ファクトリー（前橋市）

認定事業者名：株式会社ナカダイ

活動を行うようになったきっかけ

株式会社ナカダイは産業廃棄物、一般廃棄物の中間処理業を営んでいます。

今後の地球環境を考えた時、今までのような大量生産・大量消費は望ましいこととは言えません。その一方で、私達消費者はたくさんの「モノ」の恩恵を受け、便利な日常生活を送っています。

すべてのモノはやがては埋立処理をされます。その埋立を私達はモノの最期と考えています。廃棄物を扱う業者として私たちができることは、リユース、リペア、リサイクルを駆使してモノの最期をなるべく遠くに設定することです。また、リサイクル最前線である工場を多くの方に見てもらうことで、環境に対する意識をより多くの人に深めてもらうこととも考えています。

実際に廃棄物処理の現場を見てもらい、触れてもらうことで学校では学べない環境教育に貢献できると考え、モノ：ファクトリー事業を行っています。

2018年5月に前橋市より「体験の機会の場」の認定をいただきました。

活動として行っていること

- ・1日60tの産業廃棄物を受け入れる(株)ナカダイの工場内部を、約1時間でご案内しています。「ナカダイの中間処理業とは何か」「搬入された時と出荷される時に廃棄物がどれだけ変化するか」など、口頭での説明と実見により深くご理解いただけることと思います。
- ・廃棄物の中から「面白そうなモノ」を“マテリアル”として厳選し販売しています。使い方はその人次第。工場では原料にリサイクルされるモノですが、この場ではいくつもの可能性を持ったモノになります。



- ・マテリアルを使用した工作、解体のワークショップを開催しています。小学生の夏の自由研究にご好評いただいています。また、ノートパソコン解体は大人の方も夢中で取り組んでいます。

参加者の安全確保について

工場見学参加者にはあらかじめ長袖、長ズボン、運動靴での来場をお願いするほか、ヘルメットを貸し出しの上、歩行帯の通行を呼び掛けています。

ワークショップは使用する工具に応じて対象年齢を設け、係員がそばで指導します。また、応急処置のために救急箱を用意しています。

体験の機会の場への参加の状況について

年間約 1,400 名

小学生からシニアの方まで、幅広い年齢層の方にお越しいただいています。また参加理由も、個人でのお申込み、バスツアー、団体研修など多岐にわたります。

〔参加した方の声〕

- なぜ分別が必要なのかがわかった。
- 台貫(トラックスケール)が見慣れないため面白かった。
- クレーンやプレス機といった大きい機械が動く様子が面白かった。
- ワークショップで廃棄物を再利用出来てよかった。
- 機械の解体が楽しくて時間が経つのがあっという間だった。

など、ご好評をいただいています。



地域や国、世代を超えた交流について

工場見学については、群馬県のバスツアーに組み込んでいただくこともあり、他県からの見学者も多く来社されます。

ワークショップの種類も充実しており、こどもから大人まで楽しんでもらえる内容になっております。こども向けのワークショップを通じて、親子で楽しんでもいただいています。

英語圏、中国語圏の方が見学にいらした際には、外国出身の社員が工場内を案内しました。

環境教育としての効果について

リサイクル率 99%を誇る(株)ナカダイの工場内を見学することで、リサイクルとは何か、リサイクルのために必要なことを学ぶことができます。

またワークショップで見慣れない廃棄物に触れることで、そのルーツや本来の使い道を想像し、なぜ廃棄されたのか、廃棄しなくて済むためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになるでしょう。



終わりに

ある人にとって「不要」と廃棄されたモノが、他の人にとって「必要」なモノとして生まれ変わる現場をご覧ください。

もしくは、ご来場いただいた方にとっても「唯一」なモノとの出会いがあるかもしれません。扱うモノの多種多様さは産業廃棄物処理業者ならではの強みです。是非、モノとの出会いを体験しに来てください。

所在地・申込み方法

所在地 群馬県前橋市駒形町 1326

申込方法 工場見学、ワークショップ、マテリアル見学いずれも事前予約をお願いしています。

【対応日】

工場見学・ワークショップ対応日

10名以上 月～金曜日 ご希望の時間にてご案内

10名未満 木・金曜日

マテリアル見学

月～金 10時～17時

【料金】

工場見学：大人 1,000円、子ども 500円（税別）

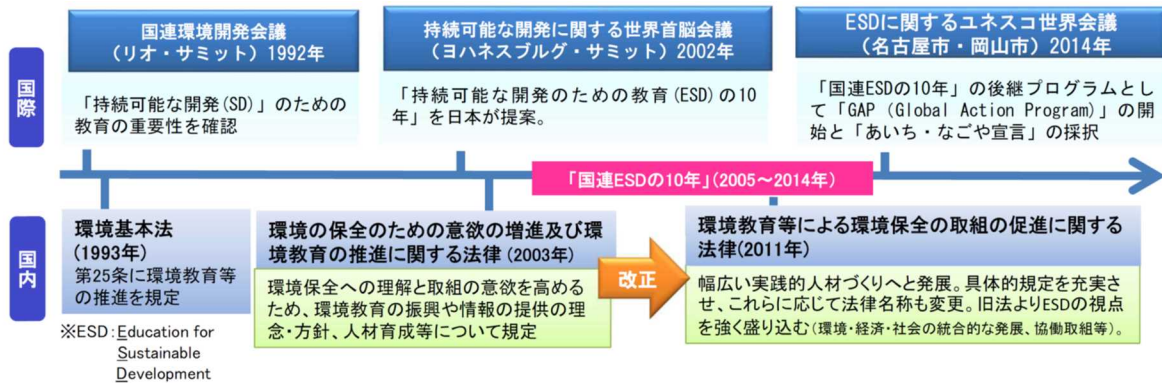
ワークショップ：内容によって異なります。

マテリアル見学：無料（マテリアル購入時は別途代金がかかります。）

※詳しくはHPをご確認ください。<http://www.nakadai.co.jp/>

環境教育等促進法と基本方針について

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）は、2003年に成立した環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が、2011年に改正された法律です（下図は、法制化の歴史を示したもの）。



環境教育等促進法に基づき、2011年に、環境教育等に関する基本的な事項や重要な事項、政府が実施すべき施策を盛り込んだ基本方針を定めました。

また、都道府県及び市町村はこの基本方針を勘案して行動計画を作成するよう努めることとされています（2018年9月現在、36都道府県、13政令市・中核市において作成）。

環境教育等促進法では、法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることから、2018年1月から法に基づく有識者会議において、施行状況の検討を行いました。この検討結果を踏まえ、2018年6月に、基本方針の変更を閣議決定しました。

新たな基本方針では、人々の環境配慮行動等を鑑み、持続可能な社会づくりへの主体的な参加意欲を育むための「体験活動」を促進することが重要であることを踏まえ、「体験活動」の意義や内容等を捉え直すとともに、学校や地域、職場等における体験活動を通じた学びの促進を図っています。

また、体験の機会の場は、地域や国を越えた交流を促進し、地場産業の担い手の育成や、ひいては日本の環境の魅力を海外に発信するポテンシャルを有していることを踏まえ、「地域や国を越えた交流の拠点」と位置付けて、地方公共団体と連携して認定促進を図っています。

チノービオトープフォレスト（群馬県）

認定事業者名：株式会社チノー

活動を行うようになったきっかけ

チノービオトープフォレストは、株式会社チノーが環境問題に取り組むシンボルとして、2007年に藤岡事業所に隣接する農地を買収し、生物多様性に富んだビオトープとして2011年に整備されました。ビオトープの整備に当たり、高崎観音山の放置林から、主にコナラ・下草・下土を搬送し、北関東に植栽されている樹種を選定して植林を行うなど、昔ながらの里山の風景を再現しました。

ビオトープにて環境教育を行うようになったきっかけは、自社構内の野球場やテニスコートを利用している小学生が父兄とともにビオトープを散策してドングリやクワガタなどの昆虫に興味を示している姿を見て、環境教育の大切さを痛感し、藤岡市教育委員会の協力のもと、小学生向けに「自然観察学習」の補助教材を作成し、市内の全児童に配布をしたことから始まり、現在は、ビオトープを地域社会とのコミュニケーションの拠点として、春の「桜祭り」や夏の「ホタル鑑賞会」などを開催することにより、子どもたちの学び・遊びの場や地域住民の憩いの場になっています。2018年9月に、群馬県より「体験の機会の場」の認定を受けました。

活動として行っていること

- ・ 本業の環境計測機器メーカーとして、環境問題に積極的に取り組むため、地元大学との協働研究によりモニタリング調査を継続しています。
- ・ 協働研究の一つとして、大学生がビオトープを活用した体験型環境学習ツールを開発し、自然観察会などにおいて、実践活用しています。
- ・ ビオトープに自生する希少生物の保護や藤岡市が天然記念物に指定しているヤリタナゴの保護を始め、生息地の環境変化や外来種の影響で絶滅の危機に瀕している生物をビオトープで預かり保護しています。
- ・ 実施者は環境省の環境カウンセラーの認定を取得しています。



環境学習プログラム開発の様子

参加者の安全確保について

スタッフによる注意喚起を始め、スズメバチの捕獲トラップや池への転落防止柵の設置など、参加者の安全確保に努めています。

体験の機会の場への参加の状況について

- ・年間約 600 名（小学生、高校生、大学生、一般など）

〔参加した方の声〕

- ・安全性の高い場所で環境学習ができるのでありがたい。
- ・近場で自然環境に触れ合えるので、大いに活用させていただきたい。
- ・ビオトープに併設されている環境学習館の活用が期待できる。

地域や国、世代を超えた交流について

- ・国内や海外の代理店の方々が来所された際は案内をしています。
- ・さくら祭り（4月）には老若男女問わず、大勢の方がお見えになり、交流を行っています。
- ・地域から歓迎されたビオトープを目指し、2017年に県内各地で活動している自然環境関連団体に情報発信し、「群馬ビオトープフォーラム in 藤岡 2017」を開催しました。開催テーマは「自然再生を目指すビオトープ」とし、ビオトープによる自然再生の変遷、ヤリタナゴの保護活動、昆虫調査についての発表やビオトープ観察会、環境学習プログラムの発表を行いました。本フォーラムの開催を機に、ビオトープ発足当初より交流のある自然保護団体と連携し、翌年（2018年）に第2回目のビオトープフォーラムを開催。今後も継続して開催し、連携強化を図っていきたいと思います。



環境教育としての効果について

ビオトープでは、地元小学生が理科や総合的な学習の授業の一環として、昆虫や植物などの生き物観察会の実施、地元高校生が地球温暖化の影響調査を行うなど、地元教育機関（小学校、高校、大学）のフィールドワークの場として活用されています。これらの活動を通じ、ビオトープ来訪者にはビオトープ内の自然を題材として、生態系、生物多様性について学び、環境保全の大切さについて、自ら考え、行動するきっかけとなる場が提供されていると思います。



地元小学校児童による生きもの調べ



地元高校生の調査実習の様子

終わりに

<認定のメリット>

1. 体験の機会の場の認定を得ることにより、認知度が向上している。
2. 群馬県による認定を得ているため、一定の基準が確保されているという安心感がある。
3. ビオトープと体験の機会の場の認定記念として設置した環境学習館を併用して活用している。

<参加者の皆様へ>

チノービオトープフォレストは「昔ながらの自然豊かな関東平野の里山風景の復元」をテーマとして、在来種の植栽、広大な緑地においての希少種の保全活動を実施しています。毎週火曜日の一般開放のほか、春の桜祭りや夏のホタル鑑賞会など、定期的にイベントも開催しています。また、「体験の機会の場」の認定を記念し、66㎡の「環境学習館」を建設し、展示物の掲示を行うとともに、降雨等の際は室内での学習も可能になっています。ご興味のある方はお気軽に御連絡ください。

所在地・申込み方法

所在地 群馬県藤岡市森1番地
申込方法 火曜日（休日を除く）は一般開放

お申し込みについてはチノー藤岡事業所に直接お電話で受け付けています。

TEL：0274-42-2111

石坂産業株式会社 くぬぎの森環境塾（埼玉県）

認定事業者名：石坂産業株式会社

活動を行うようになったきっかけ

石坂産業は、ステークホルダーや社員に対して理解を促すために工場の見学通路や雑木林を整備していましたが、2012年に「見せる」経営へ戦略変革を行いました。業界初98%を再資源化する先進的な施設、美しい武蔵野の雑木林を見せることで、当社の取組への理解を促し、認知度を高め、理念・価値に共鳴していただき、CSVとして持続可能な意識をつなげるものです。

2012年10月に環境教育等促進法が施行され、環境教育を体験の提供により支援する民間施設を「体験の機会の場」として認定する制度が設けられたことを受け、「くぬぎの森環境塾」を発足。環境に造詣の深い外部スタッフの登録、プログラム作成、施設の建設や園路の整備などソフト・ハード両面の整備を行い、2013年に埼玉県から、「体験の機会の場」の認定を取得しました。

活動として行っていること

リサイクル工場、くぬぎの森、三富今昔語りべ館、くぬぎの森交流プラザ等のエリアを活用し、五感を使った体験から環境負荷軽減の気づきを促すプログラムを展開しています。

・リサイクル工場

壊された家＝廃棄物が再資源化される様子を見学し、日本の文化であるMOTTAINAI＝4R (Reduce, Reuse, Recycle+Respect) や地球環境問題に対する関心、グリーン購入についての意識を育みます。小学校向けに環境に関するクイズ+スタンプラリー式の見学も実施しています。

・くぬぎの森

江戸時代から続く三富新田の美しい雑木林で森の散策や体を動かす自然体験を通じて、四季を感じ、自然や森の意義・恩恵や畏怖を学びます。



・三富今昔語りべ館

農家の住んでいた古民家を改装し、江戸末期～昭和初期にかけての道具・農具を触って・乗って・食べて・聞いて地域の歴史・文化に触れ昔の知恵と工夫を学ぶことができます。落葉堆肥の発酵熱で沸かした足湯、石臼の粉挽き体験、紙芝居の読み聞かせ体験などがあります。

見学の目的やねらいに合わせて見学プログラムを作成し、さらに施設全体を教材にした職業訓練、高校生向けキャリア支援プログラム、新人研修、企業向け研修ワークショッププログラムのほか、石坂ファームでの収穫体験、食と農を繋げる体験型食育体験などを実施しています。

参加者一人一人が五感で学び、資源循環型社会形成の実現、温室効果ガスの削減や生物多様性保全などに対して自らが「気づき」「考え」「行動する」ことを促しています。



参加者の安全確保について

体験や移動の際には案内スタッフが安全管理を行うため、見学人数に応じた適正な人員配置を行っています。

ISOの観点から、危険性や頻度など安全面に関するリスク評価を洗い出し、手順書の作成とスタッフ間の共有と定期的な見直しを行っています。また、年1回外部スタッフを含めた安全教育を実施しています。

体験の機会の場への参加の状況について

小中学校・高校・大学・専門学校等の教育機関、企業、団体、行政、市民団体など所属問わず、10名以上でご希望に応じたプログラムを作成します。少人数は合同見学を推奨しています。2017年度は、8,300名の方が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・工場で教えてくれた事を忘れずに、これからのごみの分別ルールはしっかり守ろうと思います。(小学校4年生)
- ・3Rともう1つのRを意識してもったいないと思ったことはなるべくやらないようにしたいです。(小学校5年生)
- ・御社の無駄のない再利用方法が非常に参考になったため、社内でも見直す部分を改善に努めたいと思います。(30歳代男性)
- ・環境保全、資源再生循環は地球にとって大切な事であると改めて感じました。(60歳代男性)

地域や国、世代を超えた交流について

例えば、2017年度には、経営団体による地域を限定しない募集型の見学会や経営セミナーの開催、県・大学と海外政府・建材協会による合同視察、大学院のプロジェクトにおける見学プログラムなどの取組を体験の機会の場で実施しました。

環境教育としての効果について

人が住んでいた家が壊され、リサイクル工場の中で人や機械によって選別・リサイクルされている姿を目の当たりにすることで、環境に関する意識をより自分ごとに捉えてもらう機会や、自然体験活動が不足する中で、自然の森の中で体を動かす経験の機会を提供しています。その際、教えるのではなく、学び、自主的に行動することを促しています。



例：小学4年生の環境について考える単元と地域の歴史の単元（総合的な学習の時間と社会科）。工場見学による3Rの復習から環境に対する意識の転換を図り、三富新田の森を歩きながら昔から守られてきた雑木林を実際に体感してもらう。

例：役職者クラスの企業研修。体験型教育フィールドを見学した中での気づきをグループ内で共有し、自分の特性や気づきについての再認識から、共有・交流での新たな知の形成により、日常生活に落とし込むことによって感知力を鍛えるワークショップを実施。

終わりに

学校教育の場としてだけでなく、現在年代と問わず多くの方に「体験の機会のある場」として利用いただいています。当社のプログラムは、環境や自然だけにとどまらず、経営や技術、人、食、農業など、様々な視点から様々な切り口によって無限大の体験を行うことが可能です。

「生きる力」の礎でもある体験活動を通じて、持続可能な未来を形成できるよう、より多くの方へお越しいただければと思います。

所在地・申込み方法

所在地 埼玉県入間郡三芳町上富緑 1589-2

申込方法 三富今昔村 WEB ページでのお申込み、三富今昔村事業部への電話申し込み等

<https://santome-community.com/dantai-program/>

TEL : 049-259-6565

お申し込みの際には団体名、参加人数、見学の目的を申込書へ記入の上、提出をお願いしています。事前下見、打合せ可能です（事前連絡必要）。

10名未満の場合は合同見学やショートカット工場見学を推奨しています。

佐川急便「高尾100年の森」(東京都)

認定事業者名：佐川急便株式会社

活動を行うようになったきっかけ

佐川急便は2007年から、東京都八王子市元八王子周辺の山林約50ヘクタールにて、人と自然が共生し、100年先も続く持続可能な里山の再生・保全を目指す「高尾100年の森プロジェクト」に取り組んでいます。同プロジェクトでは当初より、里山の再生に努めるとともに、次世代を対象に里山を通じた人と自然とのつながりを体験する「自然体験学習」を継続的に実施してきました。

このような活動が評価され、2016年3月東京都として初めて八王子市より「体験の機会の場」として認定されました。

活動として行っていること

里山とともにあった生活文化、里山を守る知恵、里山にある自然の恵みの利用を通じて、子どもたちが身近な自然と人とのつながりを体験できるプログラムを、知識・経験豊富な講師を中心に実施しています。

<プログラム例>

- ①丸太切り体験と間伐材クラフト
- ②尾根ミニトレッキングと動物の痕跡探し
- ③沢ぞいミニトレッキングと沢の生き物調べ
- ④たき火体験
- ⑤森の色探しとネイチャークラフト
- ⑥森林保全体験



参加者の安全確保について

安全管理マニュアルを策定し、安全対策に取り組んでいます。

また適宜、活動フィールド内の歩道、階段などを補修し、安全管理にも努めています。

体験の機会の場への参加の状況について

小学生(高学年)から大学生、八王子市在住の親子など、年間300名程度が参加しています。小学生は、たき火体験やミニトレッキング、生き物探しなど、森のプログラムを楽しみながら、自然環境の大切さを学びます。

また高校生や大学生は、仲間同士で考えながら力を合わせて保全作業を行うことでコミュニケーションを深めるとともに、多様な生き物が生息する自然環境を目指して積極的に活動しています。



地域や国、世代を超えた交流について



地域間交流を目的としたプログラムでは地域による違いを発見し、それぞれの地域で里山との関わり方が違うことを知る機会を設けました。さらに地域による違いと共通する課題を知る中で、里山にある普遍性を発見できる機会にもなりました。

地元農林業の経験者である中高年者と交流するプログラムでは高校生・大学生たちが、時代による違いを理解するとともに、長年の経験により蓄積された里山環境の生かし方を学ぶ機会となりました。

環境教育としての効果について

小学生は、自然体験などにより、自然の魅力や生物多様性の大切さを感じています。

高校生・大学生は、自然と人の共生、地域にある里山の社会的重要性を理解しながら、考える力や問題解決能力を養います。

終わりに

「高尾 100 年の森」は都市部に近く、JR 高尾駅からアクセスがしやすい場所に所在しています。また、針葉樹、広葉樹が混じる多様な植生、水源からの沢、10 年に渡って整備してきたフィールドや散策道があります。人の手によって保全し育てていく環境ですので、これからも子どもから学生、大人まで、幅広い方々といっしょに活動していきたいと考えています。

所在地・申込み方法

所在地 東京都八王子市元八王子町三丁目・裏高尾町
申込方法 原則、学校など団体でのお申込みを受け付けています。
下記窓口にご連絡をお願いいたします。
佐川急便(株) CSR 推進部 環境課
TEL : 03-3699-3772 FAX : 03-3646-3977

昭和電工株式会社 川崎事業所（神奈川県）

認定事業者名：昭和電工株式会社川崎事業所

活動を行うようになったきっかけ

2003年に使用済みプラスチックのアンモニア原料化事業を開始して以来、市民の皆様への啓発活動を実施しています。その一環として当社製品等を利用した化学実験を体験していただく親子見学を実施しています。2013年1月に川崎市から、体験の機会の場の認定を取得し、現在に至っています。

活動として行っていること

使用済みプラスチックを分別排出することにより、化学原料として利用され、製品として生まれ変わることをDVDやスライドにより学んでいただきます。生まれ変わった製品（ドライアイス等）を実際に実験に使用し、身近に感じ、興味をもっていただくことにより、分別意識、ひいては環境への関心を高めていただきます。



参加者の安全確保について

実験に際しては、事前に安全への注意喚起を行うとともに、保護具等の装備も備え、安全には最善を尽くしています。

体験の機会の場への参加の状況について

2017年度には、小中学生、大人の方合計67名の方が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・リサイクルの仕組みがよくわかった。これからはしっかり分別を行いたい。
- ・プラスチックが何に変わっているのかわからなかったが、実際に見学して理解できた。

環境教育としての効果について

3Rやリサイクルの必要性、方法などを学習内容に盛り込み、分別排出されたプラスチックがどのようなルートを通して、どのような方法でリサイクルされるかを学んでいただきます。



終わりに

当社では、間近でごみ処理・選別現場を見ていただくことができます。また、社員と一緒にリサイクルに向けた体験実習を行うことができます。ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

所在地・申込み方法

所在地 神奈川県川崎市川崎区扇町 5-1

申込方法 当社 HP (<http://www.sdk.co.jp/kpr/>) に見学のご案内を掲載しています。まずは電話でお問合せいただき、メールまたは FAX で申込書を提出していただきます。

体験の機会の場は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体（民間企業、NPO、事業者等）が認定を受けることができます。国有地や公有地であっても、行政と利用の契約をしている場合には、行政の同意を得て申請することが可能です。

体験の機会の場は、申請に基づき、事業の内容等が次に掲げる要件のいずれにも適合する認定を受けることができると定められています。

- ①基本方針に照らして適切なものであること。
- ②行動計画を作成している都道府県等にあつては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
- ③環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
- ④適切な計画が定められていること。
- ⑤体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- ⑥特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ⑦利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと
- ⑧体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること
- ⑨申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

その他、都道府県等は、基本方針を参酌して、条例で上記の要件に加えて適用すべき要件を定めることができるとされています。

要件の具体的な内容は、申請先となる都道府県にお問合せください（なお、土地又は建物の全部が政令市、中核市の区域に含まれる場合は、申請先は、政令市又は中核市に、土地又は建物が2以上の都府県にまたがる場合は、申請先は国となります。）。

体験の機会の場は、認定に当たり、安全確保に関することや、実施体制に関することが要件にあり、環境教育の質の高さを担保するとともに、安心して参加できる体験活動の機会の提供につながっており、民間団体等も含む多様な主体による、持続可能な社会を築くための人づくりに寄与しています。

株式会社ショウエイ 本社（川崎市）

認定事業者名：株式会社ショウエイ

活動を行うようになったきっかけ

株式会社ショウエイは、浴槽、プール、雨水用ろ過装置の開発・メンテナンス等を行う会社です。

当社の本社ビルの移転をきっかけに、地域の子どもたちがろ過装置を通じて水の大切さを学べる場所として活動を開始しました。

2012年12月に川崎市から体験の機会の場の認定を取得しました。



活動として行っていること

かそうち つく
**みんなでろ過装置を作って
実験してみよう!**

「ろ過ってなんだろう?」
「省エネって何をやるの?」
会社を見学して答えを見つけよう!

ろ過と省エネを学ぼう!

- 内容・所要時間
社見学、ろ過実験など（1時間30分～2時間）
小・中学生 40名まで
- 申込み方法・お問合せ先
申込日：00～17:00の間に、受付担当者までご連絡ください。
担当：藤原、本田 TEL：044-589-1601

株式会社 ショウエイ TEL: 044-589-1601 FAX: 044-589-1602
E-Mail: shoey@shoey-ekka.co.jp URL: http://www.shoey-ekka.co.jp

CASSBEE 川崎（川崎市建築物環境配慮制度）Sランクを受けている社屋や工場の見学を通じて企業でできる環境保全、ろ過装置を使った水・熱・電気の省エネ等について学ぶことができます。

また、ろ過実験を行うことで水の大切さを学んだり、個人でできる省エネについて考えたりすることができます。

参加者の安全確保について

参加者の人数や年齢に合わせて、スタッフ数を調整しています。また、見学経路の安全確認、スタッフの講習を実施し、安全の確保に努めています。

体験の機会の場への参加の状況について

これまでの参加者数は1年で5~40名です。(その年により変動あり)。

小学生、中学生向けプログラム(1回の受け入れ40名)を実施しています。

主に、県内から、授業の一環として、また、親子で参加していただいています。

〔参加した方の声〕

- 汚れた水をきれいにする実験が楽しかった。
- 遊びに行ったプールでろ過装置が使われていると知ってびっくりした。



小学生向けろ過実験の様子

環境教育としての効果について

エネルギーの大切さや省エネについて、川崎市内の製造工場について興味を持ってもらい、学ぶきっかけとなります。

終わりに

子どもたちが環境について学ぶきっかけとして、体験の機会の場を御活用ください。

所在地・申込み方法

所在地 神奈川県川崎市幸区新川崎 2-6

申込方法 平日 9:00 ~ 17:00 の間に、下記担当者まで電話で御連絡ください。

担当: 農原、本田

TEL: 044-589-1601

サイト「スタディ・ツーリズムの勧めー川崎市の産業観光の魅カー」を御参照ください。

http://k-kankou.jp/study_tourism/

富士通株式会社 川崎工場（神奈川県）

認定事業者名：富士通株式会社川崎工場

活動を行うようになったきっかけ

富士通グループは、環境社会貢献活動の基本方針として「地域社会と連携した生物多様性保全」、「地球と社会に貢献する人材の育成（人づくり）」、「環境保全に向けた新たな価値の共創」、及び ICT の力で、持続可能で豊かな社会の実現に向けて、環境社会貢献活動を通して地域社会に貢献することとしております。川崎工場では、未来を担う子供たちに学びの機会を提供するため、小中学校を対象に環境教育を実施しています。

2006年4月から、パソコン分解を通して学ぶ環境教育、2014年4月からタブレットを使った環境教育プログラムの出前授業を実施していますが、その普及と地域貢献を兼ねて、工場に受け入れ、体験型の環境教育の実施にも取り組んでおり、富士通グループの製品開発の歴史及び最新技術を紹介するテクノロジーホールの見学も合わせて、2012年12月に川崎市から、「体験の機会の場」の認定を受けました。

体験の機会の場認定：

■2012年12月12日～2017年9月7日

体験内容：パソコン分解を通して学ぶ私たちの3R

■2017年9月8日～

体験内容：タブレット PC を用いた環境教育



活動として行っていること

タブレット PC を用いた環境教育は、教育コンテンツを独自に開発しております。生徒一人ひとりが1台のタブレット PC を使って講師の質問に応えたり、他の生徒と意見を比較しながら授業を進めていきます。

・タブレット PC を用いた環境教育

①「将来のシゴトとエコ～キャリア教育×環境教育～」

地球環境問題改善のために、今できることだけではなく、将来の仕事の中で取り組むことの重要性に気付いてもらい、「自分のなりたい仕事」から「どのような環境活動ができるか」を学習。



②「地球1個分で暮らすために～エコロジカル・フットプリントから考える～」

資源と私たちの暮らしとの関わりを再確認し、地球1個分で暮らすためにはどうすればよいかを考え行動を起こすきっかけを提供。

参加者の安全確保について

参加者の安心・安全を最優先とし工場の防災マニュアルに基づき参加者の安全確保を行っています。

体験の機会の場への参加の状況について

2018年度は、近隣小学校5年生107名が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・将来の夢とエコについても50年後を考え、私たちにできることを改めて考えることができた。
- ・エコロジカル・フットプリントのことやタブレットを使った授業がすごく楽しかったです。環境問題についても知ることができたこともうれしかったです。これからもエコな製品を買ったり、エコな生活ができるよう工夫したいと思います。
- ・タブレットでみんなの回答を見てみるとたくさん出てきて、自分にもできそうなことがたくさんありました。実際にやってみたいです。

環境教育としての効果について

受講した子どもたちが将来の地球環境問題改善のために、今できることだけではなく、将来の自分、次世代以降の人類のために環境活動を行うことの重要性に気づいてもらうことをねらいとしています。

終わりに

富士通グループでは未来を担う子供たちに地球環境問題の課題とその原因を知ってもらい、それを解決するためにできることを考え、行動する力を養っていただくために環境教育を実施しています。

ご参加をお待ちしております。

所在地・申込み方法

所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中 4-1-1

申込方法 富士通株式会社 川崎工場 総務部にご連絡ください。

メール : fj-kawasaki-ecoevent@dl.jp.fujitsu.com

電話 : 044-754-8976

明治大学 黒川農場 (川崎市)

認定事業者名：明治大学黒川農場

活動を行うようになったきっかけ

自然とのつながりのなかで営まれる有機農業は、科学肥料や農薬等を使用せず、農業の本来の姿を継承しながらの発展を目指す農法です。

農作業体験を通して、農業や有機農業への理解を深めるとともに、「農」のある生活の楽しさを提案しています。

活動として行っていること

栽培実習は有機^{ほじょう}圃場で行い、栽培に必要な知識を得るための講義は教室等で行います。実習では、年間を通して一区画約 13 m²の個人区画と共同区画を利用して、約 20 品目の野菜を化学肥料や化学農薬を使わずに育てます。受講生が積極的に農作業に参加できるように、講座日以外の日も個人区画の栽培管理ができます。



参加者の安全確保について

講師には、受講生の安全確保のために十分に配慮いただいておりますが、万一に備え、参加者全員が障害等に関する保険に加入をしています。

体験の機会の場合への参加の状況について

定員は 36 名です。社会人講座として運営しているため特に年齢制限等は設けてはいません。

〔参加した方の声〕

- かなり本格的な内容で非常に楽しく受講できた。講義の中には難しい内容もあったが、役に立つ話も多かった。
- みそや漬物等野菜を使った食品加工の授業も楽しかった。いろいろ勉強になった。
- 農業は大変。でも収穫の時の喜びは何ものにもかえがたい。土壌の大切さを本当に感じました。毎回勉強になっています。



地域や国、世代を超えた交流について

特に年齢制限等は設けていないため、老若男女問わず、農業を通じて、幅広い世代の方と交流することができます。

環境教育としての効果について

本講座では、農業や食、環境保全等に関することを幅広く取り上げた講義と有機栽培による野菜作りを播種（はしゅ）から収穫・加工まで一貫して体験できる実習を行っています。

上記のような講義、実習を通して、野菜を作るための環境や気候等の自然環境問題にも広く目を向けていただけるような取組を心がけています。



終わりに

黒川農場は、都心からも近く、地域連携・地域貢献をコンセプトに建設された大学付属施設です。大学施設ならではのシンボリックな建築物や、整備された圃場での農作業ができる貴重な機会を提供しております。また、実習だけではなく、食や環境に関わる大学講師による貴重な講義を受講することもできます。是非、一度、黒川農場に足を運んでみてください。

所在地・申込み方法

所在地 神奈川県川崎市麻生区黒川 2060-1

申込方法 ホームページから所定の申込書をダウンロードの上、必要事項を記載いただき、郵送いただく形式を取っております。

なお、申込者多数の場合は、事務局にて厳正な抽選を行い、受講生を定員数まで絞り込みます。

HP : <https://www.meiji.ac.jp/agri/kurokawa/index.html>

東京ガスキッチンランド川崎（神奈川県）

認定事業者名：東京ガス株式会社

活動を行うようになったきっかけ

東京ガスはエネルギーを供給し、長年食に関わってきた企業として「エネルギー・環境問題を身近な食を通じて、体験的に楽しく考える」を基本コンセプトに「エコ・クッキング」講座を1995年から東京ガスの料理教室を中心にはじめました。川崎市環境局を通じて「体験の機会の場」認定制度について御紹介いただき、以前より協働で事業をさせていただいていたことから、弊社の取組を知ってほしい、市の施策に協力したいとの思いで申請しました。

2014年6月20日付けで川崎市より「体験の機会の場」の認定をいただき、同年7月1日より体験の機会の場として提供しています。

活動として行っていること

- ・「買い物」「調理」「食事」「片づけ」というエコ・クッキングを学び、一連の食の体験を通じて環境に配慮した食の自立と料理のおいしさがわかる五感の育成を目指しています。
- ・調理指導は東京ガス専属講師が担当し、栄養士ほか、食の専門知識を有する者がきめ細やかに指導しています。



参加者の安全確保について

安全確保のためのマニュアルを定め、安全管理体制及び非常時体制を整備しています。

体験の機会の場への参加の状況について

2017年度には、3コースを実施し、合計31回、565名の方が参加しました。対象となる方は、コースにより異なります。

◆キッズ イン ザ キッチン

子供クラス…小学3年生～小学6年生

親子クラス…4歳～小学2年生のお子さまと保護者

◆エコ・クッキング…一般（16歳以上）

*上記以外のコースも開催しています。

〔参加した方の声〕

- ・段取りを考えて調理することで、エネルギー使用量を減らせるのが参考になった。（環境と料理の結びつき…勉強になった。）
- ・食材やエネルギーを無駄にしない様々な工夫があったので、今後いかしていきたい。
- ・エコのためにできることをたくさん学ぶことができた。地球温暖化のことも詳しく知ることができた。
- ・エコ＝環境について考え、もっと実践するよう、自分だけでなく子どもたちにも伝えていきたい。

地域や国、世代を超えた交流について

小学生～大人の方向け、親子向け等、様々な対象に合わせてコースをご用意し、一人の生活者として自身で学んだことを家族に伝えたり、実践していただいています。

環境教育としての効果について

「買い物」「調理」「食事」「片づけ」という一連の食の体験を通じて、環境にやさしい食生活を送ることができる力と、料理のおいしさがわかる豊かな感性（五感）を育みます。

①買い物

生産・収穫・運搬時のエネルギー消費量が少なく、新鮮でおいしい食材を選ぶことができる。

②調理

エネルギーと水の節約、食材を無駄にしない工夫と、五感を働かせながら段取りよく、安全においしい料理を作ることができる。

③食事

盛りつけなどを工夫し、五感を使って味わい、感じたことを言葉で表現する。食べ残しなどの廃棄を増やさない。

④片づけ

節水と水を汚さない洗い方、省エネになる生ごみの捨て方ができる。

終わりに

『炎』で作る料理のおいしさ、楽しさ、そして地球環境を思いやりながら料理する大切さをお届けしています。

所在地・申込み方法

所在地 神奈川県川崎市川崎区小川町 6-1

申込方法 HPからお申込みください。URL : <https://www.tg-cooking.jp/>

「体験の機会の場」研究機構との協定締結について

環境省では、「体験の機会の場」の充実・拡大を図ることを目的として、環境教育等促進法第21条の4第1項に基づき、2017年10月に「体験の機会の場」研究機構と協定を締結しました（協定の有効期間は2022年9月まで）。

「体験の機会の場」研究機構とは、都道府県知事等から「体験の機会の場」の認定を受けた事業者が、民間の立場から、体験プログラム等の更なる充実を図るために設立した任意団体です。「体験の機会の場」の認定を受けていることを入会要件としています。



本協定は、持続可能な社会の担い手育成のための拠点となる「体験の機会の場」の充実・拡大に向け、次の取組を行うことを目的としています。

- ①「体験の機会の場」の充実・拡大のための調査研究、体験プログラムの開発及び普及啓発。
- ②地域で「体験の機会の場」の推進役となる人材の育成
- ③その他前条の目的を達成するため必要な取組

環境省では、環境教育等促進法基本方針において、体験の機会の場の認定促進を図ることとしていることも踏まえ、本協定に基づき、国が行う各種研修等で「体験の機会の場」認定事業者と連携するなどしています。

体験の機会の場研究機構では、体験の機会の場認定申請の普及啓発や、体験プログラムの企画・実践への協力なども行っています（お問合せは下記事務局で受け付けています）。

「体験の機会の場」研究機構事務局

住所：埼玉県入間郡三芳町上富 1589-2 石坂産業株式会社内

電話：049-259-5800

FAX：049-259-7636

Email: info@esd-place.org

清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林（山梨県）

認定事業者名：公益財団法人キープ協会

活動を行うようになったきっかけ

キープ協会の環境教育事業は、1983年に財団法人日本野鳥の会（当時）と「キープ協会を自然環境保全とそのための自然教育の拠点とする」ための覚書を交わしたことがきっかけでスタートしました。翌1984年には拠点となるネイチャーセンターが山梨県北杜市清里高原に開設され、同会の支援を受けながら、本格的に環境教育事業が始まり、1991年からはキープ協会独自の事業となりました。



当初は専従スタッフ1人体制でしたが、今では30人を超えるまで規模が拡大し、清里を拠点としながらも、日光国立公園那須平成の森の管理運営業務など全国各地で環境教育事業に携わる機会を得ています。2012年には、山梨県から、「体験の機会の場」認定制度において、全国初の認定を受けました。

活動として行っていること

キープ協会の環境教育事業は、豊かな清里の自然を活かした自然体験型環境教育からスタートしましたが、現在では多様な主体との協働や交流を通して総合的な環境教育、すなわちESD（持続可能な開発のための教育）へと進化してきています。

体験の機会の場に関する事業は、キープ・フォレスターズ・スクールという部門で対応しています。環境教育プログラムの実践と開発を行っており、体験の機会の場における該当プログラム「環境教育指導者養成セミナー（清里インタープリターズキャンプ）」を開催しています。自然と人、人と人をつなぐ役割を果たすレンジャーが環境教育指導者として多様な環境教育プログラムを行っています。

上記以外にも以下の環境教育関連事業を行っています。

○山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター

八ヶ岳環境と文化のむらの中心施設。山梨県の指定管理者として、キープ協会が管理運営を担当しています（1994年から）。

○やまねミュージアム

天然記念物ヤマネを紹介する日本唯一の博物館。総合的な研究を基盤に、環境保全や環境教育の提案を行っています（1998年から）。

○日光国立公園那須平成の森

宮内庁から環境省へ移管された那須平成の森と中心施設であるフィールドセンターの管理運営業務を担当しています（2011年から）。

○山梨県地球温暖化防止活動推進センター

山梨県から指定を受け、地球温暖化防止推進員の支援、普及啓発業務、パンフレットや教材作成などを行っています（2015年から）。

参加者の安全確保について

キープ協会独自の安全管理マニュアルに基づいてプログラムを運営しています。また、救命講習等を継続受講することで、安全対策に関する最新の知見を得ています。

体験の機会の場への参加の状況について

体験の機会の場該当事業である環境教育指導者養成セミナー（清里インタープリターズキャンプ）は、環境教育に関心を持つ16歳以上の方を対象に行っています（2017年度31名）。

また、子ども、親子、環境教育に関心を持つ方など対象別に、環境教育指導者養成セミナー含む主催プログラムを各種実施しています（2017年度820名）。学校、企業、省庁、自治体等からの受託プログラムとして、237事業を実施しています。

これらの事業を通じて、環境教育やインタープリテーションの基本となる考え方や手法、企画や広報の考え方、体験学習法のインタープリテーションへの応用などの視点をいただいています。



地域や国、世代を超えた交流について

環境教育指導者養成セミナー（清里インタープリターズキャンプ）には、全国各地から参加者が集います。高校生から年配の方まで、さらには環境教育のプロから日常生活の中で環境教育

を实践したい方まで多様な参加者層のため、様々な交流を通して環境教育への理解を深めることができています。

また、上記セミナー以外のプログラムでは、アメリカ大使館との協働で行うものや海外の関係団体との協働で行うものもあり、国を超えた交流を行うこともあります。

環境教育としての効果について

環境教育指導者養成セミナー（清里インタープリターズキャンプ）では、環境教育やインタープリテーションの基本的な考えや技術だけでなく、持続可能な社会実現のために主体的に行動できる人となるための思い（インタープリターのセンス）を持ち帰ってもらうことを大切にしています。

職業として環境教育に取り組む方や主婦、学生と多様な参加者がそれぞれの現場で活動するために、セミナーでの体験を日常へつなげるプログラム構成としています。



終わりに

キープ協会は、環境教育を効果的に進め、成果を生み出すための3要素である①施設及びフィールド、②プログラム、③指導者（レンジャー）を備えている体験の機会のある場です。八ヶ岳南麓の標高約1,250～1,450mの斜面に位置し、盛夏でも気温30℃を超えることが少ない涼しい敷地は、森林と牧草地とで構成されており、敷地西側には山梨県内有数の景勝地である川俣川東沢渓谷があります。自然豊かな清里高原をレンジャーと一緒に過ごしませんか？

所在地・申込み方法

所在地 山梨県北杜市高根町清里 3545

申込方法 環境教育指導者養成セミナー（清里インタープリターズキャンプ）を始めとする主催プログラムは、ホームページやメール、FAXなどで申し込みいただけます。プログラムによっては、割引があるものがあります。

受託プログラムは、ホームページ (<http://www.keep.or.jp/taiken/dantai/shizen.php>) や 資料を確認いただいた上で、オーダーシートで申し込みいただけます。

あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館（エコミュージズ）（大阪市）

認定事業者名：公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）

活動を行うようになったきっかけ

あおぞら財団附属西淀川・公害と環境資料館（エコミュージズ）は2006年にオープンしました。あおぞら財団は西淀川公害訴訟の原告の和解金により1996年に設立した環境NPOで、公害地域の再生を目指して活動をしています。その活動の目標の中に「公害の経験を伝えて、生かす」ことが掲げられていたことから、資料館を設立することとなりました。

2015年12月に大阪市から「体験の機会の場」の認定を受けました。

活動として行っていること



西淀川・公害と環境資料館では、西淀川公害関係の資料の収集整理公開が活動の基礎です。それらの知見を基に、西淀川地域をフィールドとして、ESDを土台に環境や人権、防災やSDGsを、学ぶことに取り組んできました。地域の課題を学ぶことが公害地域再生の重要な要素だからです。

資料館としては非常に小さな施設ですが、地域を博物館と見立てたフィールドミュージアム構想に基づき、地域を活用したフィールドワークを行ってきました。

参加者の安全確保について

地域の医療機関との連携や、スタッフの複数配置など、野外や屋内での活動に対して安全を確保しております。

体験の機会の場への参加の状況について

2018年度 来館者 483人

対象 小学校高学年以上

〔当資料館の活用を企画した方々の声〕

- ・レクチャー、屋外でのフィールドワーク、施設や企業見学などがバランスよく入っており興味深く学ぶことができた（企業研修）

- グループワークで参加者全員にそれぞれ意見を出させる企画はよいと思いました。(行政職員研修)
- 現地を歩いたことで、その姿が理解できました。(市民団体)
- 公害患者の方の話を直接、聴けたことである。ご本人の語りは、学生の心に響く重みがあり、お話の内容だけでなく、声や表情などから様々なことを感じ取ったようである。(大学教員)



- いつもはあまり高い関心を示さない彼・彼女らが、語り部の方のお話を聞いて感想を積極的に発言していたのを見ても、インパクトを与えられたのではないかと思います。(大学教員)

〔参加した方の声〕

- 公害に真正面から立ち向かい大気汚染による健康被害を、国を含む多くの方に訴えてきた方々がいらしたからこそ、問題は残っているものの現在の環境にまで回復し、国を挙げて大気汚染による健康被害予防のため、様々な事業が行われるまでに至ったと感じました。自分が携わっている事業にこういった背景があったことを貴重な経験と共に学べたことは、今後職務を行っていく上で大きなモチベーションとなりました。(行政職員)



- 日本にある規制や制度のほとんどは、行政主導によるものがほとんどであると思っていましたが、西淀川のように住民主導によるボトムアップ形式において行政や企業が動いたという良好な事例もあることを知りました。住民の一人一人の熱意や意識、努力によってはとても大きな問題でも、関係者を巻き込み、取り組むことができるということを、研修を通じて学びました。時間を掛けて取り組むことの大切さや、次の展開を見据えた準備、目先の利益にとらわれず、その先の子供の世代へ良好な環境をつなげることの大事さについて気づくことができました。(行政職員)
- 個人や少人数では不可能であっても、患者会など、多くの人数が集まり、学習をして組織立った行動をとることにより、社会に大きな影響を与えることができることも知ることができた。(行政職員)

- 高度経済成長期。それは日本にとって躍進の時代であったと、僕はそういう印象を受けていた。その光と影の部分、その暗部を僕は認識していた。しかし、あくまで知識としてだけであり、発展のためであれば多少の代償はつきものだ、そう考えていた。しかし、その浅薄な思想は覆された。人はその時住む場所は選べても、生まれる場所は選べない。

自分が住む町に将来工場が建つなんていう予想はできない。そのことを肌で感じる事ができた。

(高校生)



- 公害についてはなんとなく教科書で読んだことがあるというレベルの知識しかなかったが「次世代のために」と語る患者さんの姿や公害から再生して環境が整備されている町の姿を見ることで、公害問題がより身近に感じられ、当事者意識を持つことができた。(高校生)
- 公害問題は過去のことでないんだと思いました。(高校生)
- 患者さんの苦勞だけでなく、前向きな姿勢も感じ取ることができ、現場に寄り添った対応の重要性を知ることができた。(高校生)
- 自分が好きで公害病になったわけじゃないから裁判をしたという所が心に残った。(中学生)
- あきらめずに裁判をしたからこそ今があるというのが印象的だった。(中学生)

地域や国、世代を超えた交流について

外国の方の研修にも活用されるなど、地域や国を超えた交流の場となっています。

<これまでの実績>

韓国司法修習生／中国環境 NGO 研修／タイ環境 NGO 研修／香港 中文大学／国際交通学会 (IATSS) フォーラム研修／北京大学現代日本研究センター／日中共同 SD (持続可能な発展) 人材育成事業 (京都大学)／東アジア若手人文社会科学研究者ワークショップ／韓国釜山市河西区行政職員／JICA (中東地域管理能力向上(大気汚染)研修・モザンビーク工業地帯における環境問題の歴史と取り組み・中国大気汚染防止法・大気汚染対策Ⅱコースなど)／グリーンコリア ブルースカイ・日本探検隊／ソウル市“グローバルリーダー養成事業”(高校生)／ピースポート など

環境教育としての効果について

公害問題はコミュニティの断絶を引き起こします。公害地域再生の活動の中で、異なる立場の話を引き出し、共有するためには「公害を知らないユース世代」が携わることが有効であることが、ESD の実践の中で認識され、あおぞら財団が行ってきたステークホルダーの対話の場を作り出す ESD 活動はグットプラクティスとして評価を受けました(内閣官房「持続可能な開発のための教育の 10 年 (2005~2014 年) ジャパンレポート」の「公害地域の ESD」参照)。



これらの活動により、公害という地域の課題を地域も学習者も受け止めて、当事者意識を醸成する効果が認められています。

終わりに

<参加者の皆様へ>

公害を学ぶことは楽しいです。環境教育に多くの人に関わっていただくことが、公害地域の再生に役立ちます。西淀川は、市民・行政・企業の様々な立場の方々が働き掛け、努力してきた結果、大気汚染の数値が大幅に改善してきました。

その取組から学ぶことで、地域課題への向き合い方のヒントを得ることができます。是非気軽にお越しください。

所在地・申込み方法

所在地 大阪市西淀川区千舟1丁目1番1号 あおぞらビル4階

申込方法 お申込みはHPをご覧ください。

<http://aozora.or.jp/>

お問合せは電話で受け付けています。

06-6475-8885

研修のプログラムについてはこちらを参照ください。

<http://aozora.or.jp/pdf/aozora-fix2.compressed.pdf>

出前授業についてはこちらを参照ください。

http://aozora.or.jp/lecture/koushi_haken

資料館の見学、フィールドワークを組み合わせた研修、所蔵資料を基とした参加型学習による研修など、希望に合わせてオーダーメイドでプログラムを作成します。

株式会社オガワエコノス本山工場（広島県）

認定事業者名：株式会社オガワエコノス

活動を行うようになったきっかけ

1981年に広島県府中市に「リサイクルセンター（現：本山工場）」が設立された当初から、工場見学の受入れを行ってきました。2005年からは、地元府中市で、中学生の職場体験活動「キャリアスタートウィーク」が始まり協力していました。

10年ほど前から、工場見学に来られた中学校・高校の先生から体験実習をさせてほしいという依頼があり、個別に依頼を受けて現場で対応を行っていましたが、2015年、広島県から「体験の機会の場」の認定をいただいてからは、見学や体験に対する社内体制を充実させて現在に至っています。

活動として行っていること

家電製品をリサイクルするための解体現場で、パソコンの解体と部品分別を体験していただきます。合わせて、家庭や工場から排出された廃棄物のリサイクル処理を行っている工場内の見学を行っています。最後に振り返りとして、研修室で質疑応答を行い、気づきの共有を行っています。



参加者の安全確保について

1グループが概ね25名以内になるようにグループに分かれて、見学や体験を行い、それぞれのグループに安全担当が同行して見学者の安全を確保しています。また、解体の際は、保護具を支給し、マンツーマンでの体験実習を行っています。



体験の機会の場への参加の状況について

概ね小学校高学年以上の生徒、大人を対象としており、2017年度は397名の方が参加しました。

〔参加した方の声〕

- ・体験することで、リサイクルには人の手やエネルギーがたくさん掛かっていることを実感できた。
- ・自分たちの生活の中で、ごみの減量や分別の意識が高まり、気づきが多くあった。

地域や国、世代を超えた交流について

JICA プロジェクトで、インドネシア・ボゴール市の一般廃棄物処理改善プロジェクトに参加した際、インドネシアから作業員が当社の工場を活用して、選別の作業効率向上のカイゼン活動を行った実績があります。

環境教育としての効果について

子どもたちの環境教育という側面では、実際に体験したり見学したりすることは、教室での授業に比べて格段に印象に残ります。また、その時に得た気づきを共有することで共通理解ができて、行動に結びつくと考えられます。

具体的には、学校での環境活動や地域や保護者の方に向けた発表会など、自分たちが感じた事を自分たちの言葉で発表するというアウトプットにつながりやすく、環境教育としての効果は高いと思います。

大人に対しては、見学を通して、ごみのリサイクルには人手やエネルギーが掛かる事を感じていただき、ごみの減量や分別など、ライフスタイルの見直し（行動変化）につながっています。



終わりに

当社では、間近でごみ処理・選別現場を見ていただくことができます。また、社員と一緒にリサイクルに向けた体験実習を行うことができます。ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

所在地・申込み方法

所在地 広島県府中市本山町 530-85

申込方法 当社ホームページ、又はお電話により予約を受け付けています。

<http://www.o-econos.com/koujyoukengaku/index.html>

1名から、見学を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

株式会社相愛（高知市）

認定事業者名：株式会社相愛

活動を行うようになったきっかけ

株式会社相愛は地質調査業を事業の柱として、高知の森林資源を活かした木質バイオマス事業や地域振興計画づくりなどを行い、持続可能な循環型社会の実現を目指して事業を行っています。

様々な事業を行う中で培った地質や森林、生き物などに関する知識や経験を地域の方々に伝えていけないだろうかと考えていた中で環境学習を提供する場を認定する「体験の機会の場」という制度があることを知りました。そこからプログラム作成や敷地の整備などを進め、2018年1月に高知市から認定を頂くことができました。



活動として行っていること

森林に興味を持ってもらうための薪割体験や丸太切り体験を始め、敷地内にある竹林を活かした竹細工作りなどを用意しています。

その他にも、敷地内の森林や竹林などの環境を活かした各種プログラムを実施しています。



<プログラム事例紹介>

- ・薪割・丸太切り体験
- ・火起こし体験&竹で飯ごう炊飯
- ・タケノコ掘り体験
- ・昆虫観察会
- ・リースづくり体験

<薪割・丸太切り体験のプログラム内容>

まず、座学で森林の役割や課題、森林の活用事例などを学びます。その後、のこぎりを使って丸太切りを実施します。

丸太切りではのこぎりの使い方に始まり、木を切ることの大変さ、さらには木の硬さ・重さを肌で感じてもらいます。

薪割体験では、薪割機を用いて切った丸太を「薪」という商品にしていきます。

このように「薪」という形で木を利用する1つのモデルを知り、今後生活の中で自分がどのような形で木を活用できるのかを考えていただきます。



参加者の安全確保について

野外活動の場合は、事前に対象エリアの巡回等による点検・整備を実施しています。イベント時には事前の注意喚起はもちろん、イベント中も安全担当のスタッフを数名配置して運営にあたっています。

スタッフは年1回の救命救急講習を受講し、万が一に備えた訓練も行っています。

体験の機会の場への参加の状況について

主に小学生を対象に薪割・丸太切り体験、竹細工作りの場合は、1組40名までを受け入れています。

その他に学校などの要望に応じたプログラムや、親子で参加可能な敷地環境を活かしたプログラムなどもあります。

〔参加した方の声〕

○薪割・丸太切り体験に参加した子供の声

森林がとても大切な役割（水をたくわえたり、動物を守ったり）していることが分かりました。

○昆虫観察会に参加した保護者の方の声

地域の自然環境がどのようなものか知れたことが大変うれしかった。

森に入るのが怖かった（虫が苦手だった）がどんどん入ることができるようになった。

地域や国、世代を超えた交流について



毎年実施しているタケノコ掘り体験では、地元で昔からタケノコ栽培を行っている専門の方を講師に招き、竹の植生に始まり掘り方や食べ方まで説明をしてもらうことで、将来世代への技や知識の伝承につながっています。

環境教育としての効果について

直接触れるなどの体験をすることが、なんとなく苦手・怖いといったハードルを取り払うきっかけとなっています。

また体験を通して、生物多様性の重要性や地域課題の気づきとなっています。

<例>リース作り体験から

リース作り体験は、カズラと呼ばれる植物をリースの土台として、当社敷地内にある植物の葉っぱや木の実を自身で集め、飾りつけをしてリースを完成させる内容です。

クリスマスという季節のイベントと組み合わせることで、子供も大人も楽しむことができ、参加者の増加につながりました。また日頃、山に入る機会や、自然に触れる機会が少ない方が、飾りつけを目的に植物をじっくり観察するようになり、そこから名前や植生などの興味につながりました。加えて、親子で一緒にリースを作ることで、親子のコミュニケーションになったというお声もいただきました。



終わりに

<体験の機会の場の認定取得を検討している企業・団体の方へ>

体験の機会の場をきっかけにして、参加者が自然環境に対する関心を持つことはもちろんですが、併せて会社がどのような想いで事業を行っているのかを地域の方々に知ってもらうことにもつながっています。

<参加者の皆様へ>

体験を通して楽しみながら学び・考え・行動をして、将来にわたって人と自然が共存・共栄していける持続可能な社会を一緒につくっていきましょう！

所在地・申込み方法

所在地 高知県高知市重倉 266 番地 2

申込方法 各種イベントの情報については HP を御覧ください。

相愛 HP : <https://www.soai-net.co.jp>

お申込みについては電話又はメールで受け付けています。

TEL: 088-846-6700

E-mail: head-office@soai-net.co.jp

環境教育等促進法基本方針を踏まえた 体験の機会場の認定制度の積極的活用について

環境省大臣官房総合政策課
環境教育推進室
03-5521-8231

環境教育等促進法 (正式名称:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

制度の概要

平成15年成立,平成23年改正
文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省共管

○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。



○国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条、法5条)

- 国民、民間団体等:家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体:相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

○地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の高質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備・活用。

環境教育等の基盤強化

○環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

○体験活動を促進するための枠組み(法20条)

土地・建物の所有権等を有する国民、民間団体が提供する体験の機会場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰等

○協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

附則 法施行後5年を目途とした検討等

環境教育等促進法基本方針の変更

平成30年6月26日
閣議決定

「環境教育等促進法」の附則第2条において、政府は法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。昨年1月から、法に基づく有識者会議（環境教育等専門家会議）を立ち上げ、4回にわたり施行状況について検討を行い、昨年6月に同法の基本方針を変更。

環境教育等を取り巻く現状

- ・環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造を目指す必要性（持続可能な開発目標（SDGs）等）
- ・小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」（持続可能な開発のための教育（ESD）の実践にも関連）
- ・SDGsにおいて、「持続可能な開発のための平和と包摂的な社会の促進（ゴール16）」、「グローバルパートナーシップ（ゴール17）」が掲げられるなどパートナーシップ（協働取組）の必要性

変更の主なポイント

体験活動の捉え直し

- ・体験の内容 ⇒ 自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験、ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進
- ・学びのプロセス⇒感性を働かせるという「インプット」、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」
- ・体験の効果 ⇒ これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上 等



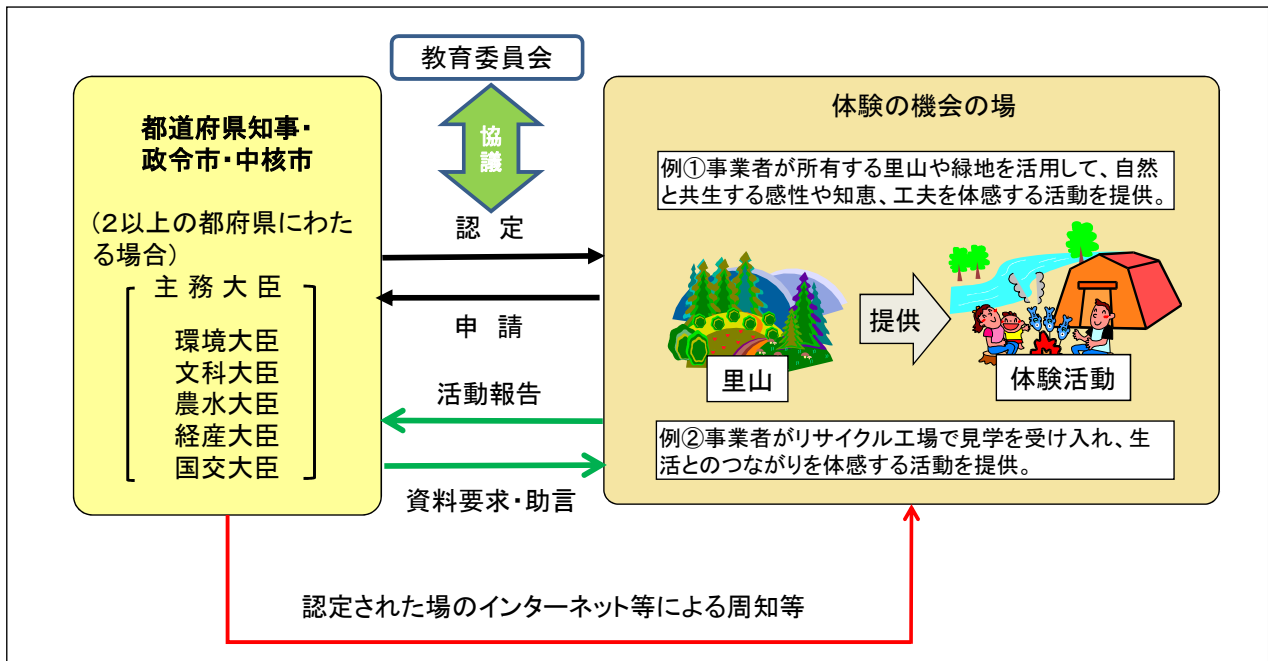
「体験の機会の場」の活用

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。

2

体験の機会の場の認定制度（法第20条）

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が、一定の基準に照らして認定・周知する制度。認定に際しては、教育委員会との協議が必要。



3

体験の機会の場の認定事例から

工場敷地内の森林を活用し、子育て世代が地域に伝わる知恵を学ぶ取組(サンデンフォレスト)



民間事業者による持続可能な社会づくりの現場に触れる

五感を通じた体験

家電製品のリサイクル現場で、パソコンの解体と部品分別を体験(株式会社オガワエコノス)



民間団体と地域との交流促進やつながりの形成



森林に関心を持ってもらうためのプログラム(株式会社相愛)



エネルギー・環境問題を身近な食を通じて、体験的に楽しく考える(東京ガスキッチンランド川崎)

4

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の充実・拡大のための官民協働取組

背景

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定制度が開始して5年を迎える。実際に体験した学校等の評価は高いものの、認定事業者数は14(当時)に止まっている。持続可能な社会の担い手育成の拠点となる「体験の機会の場」の充実・拡大を図るため、官民協働による取組が必要。

協働取組の内容

環境教育等促進法に基づく協定を活用し、官民が協働して「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた取組を行う。

- 「体験の機会の場」の充実・拡大のための調査研究、体験プログラムの開発及び普及啓発
- 地域で「体験の機会の場」の推進役となる人材(以下「地域推進人材」という。)の育成 等

協定期間:平成29年10月26日(協定締結日)から平成34年9月30日まで

役割分担

国(環境省)

- ・ 関係省庁、地方公共団体との連絡調整
- ・ 積極的な広報活動の実施
- ・ 体験プログラムの効果検証に係る助言
- ・ 認定手続に係る地方公共団体への助言
- ・ 地域推進人材の育成計画の策定(自治体向け環境教育研修等の実施等)

協



定

「体験の機会の場」研究機構

(体験の機会の場の認定事業者で構成)

- ・ 国内外の優良事例の調査研究
- ・ 各種体験プログラムの開発・効果検証
- ・ 「体験の機会の場」関係者の相互参照の機会の創出
- ・ 民間団体等に対する普及啓発活動
- ・ 地域推進人材の育成プログラムの企画・実施等(環境教育研修のプログラム策定・実施協力等)

目指すものとして

「認定体験の機会の場」の量的、質的向上

- ・ 「体験の機会の場」認定数の増
- ・ 個々の「体験の機会の場」の訪問者の増
- ・ 広域連携事業の展開(例:里山サミット等)

等



協定締結の様子

体験の機会の場の利用実績及び国における活用事例

利用実績

体験者総数: 年間 計約26,000人 (H29年度)
成果: 学校や行政と企業等との連携強化、参加に係る不安感の低減等による体験活動の促進。
企業価値の向上。

体験した学校関係者の声

・計画の段階から丁寧にご対応いただき、子ども達の心に残る学習になりました。
・子ども達が「楽しかった」と話しており、その後の学習の動機付けにつながりました。

国の活用例

- 環境調査研修所「環境教育研修」(平成29年9月、平成30年9月) 於: 石坂産業株式会社
地方公共団体等の職員を対象とする研修。体験の機会の場を訪問し、プログラムの体験等を通じて、大人・子供の関心や行動の喚起を促すための方法、企業・民間団体等の巻き込み方等について学び、地域の実情に応じた場を創るための企画立案力の向上を図る内容。

参加した自治体職員の声

- ・知識を教えるだけでなく、感性を刺激するものを提供し、自ら主体的に学んでもらう重要性に気づいた。
- ・民間企業が素晴らしいプログラムを提供することに感動し、イメージが変わった。
- ・自分の地域でもこういう企業があるかもしれないと思い、戻って発掘を考えてみようと思う。



- 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修(文部科学省との連携事業)

従来からの教職員向けのカリキュラム・デザイン・コースに加え、本年度から、教職員、地方公共団体職員、企業の方等を対象とし、体験の機会の場等において、実際に体験活動をしながら大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイントを学ぶプログラム・デザイン・コースを実施。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号) (抜粋)

(体験の機会の場の認定)

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

3 第一項の認定（以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において単に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 体験の機会の場の名称及び所在地
- 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- 四 その他主務省令で定める事項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、そ

の代表者)のうちに前号に該当する者があるもの

- 5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 8 認定を受けた体験の機会の場合（以下「認定体験の機会の場合」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（認定の有効期間）

- 第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（認定体験の機会の場合に係る周知等）

- 第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。
- 2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示をすることができる。

（報告、助言等）

- 第二十条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- 一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。)に適合しなくなったとき。
- 二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第二十一条の五第六項において「中核市」という。)又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、第二十条第五項中「都道府県教育委員会」とある

のは「指定都市等の教育委員会」とする。

- 3 第一項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

(体験の機会の場合として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等)

第二十条の八 体験の機会の場合として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合における第二十条（第二項及び第五項を除く。）、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び第二十条の六の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第二十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）」と、同条第六項中「申請者」とあるのは「申請者並びに当該認定に係る土地及び建物が所在する都府県の知事」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）」とあるのは「第一項各号（第二号を除く。）に掲げる要件」と、第二十条の六第一項第一号中「第二十条第一項各号に掲げる要件（同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）」とあるのは「第二十条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる要件」とする。この場合において第二十条第二項及び第五項の規定は適用しない。

(認定等に対する国の情報提供等)

第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場合の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(省令への委任)

第二十条の十 第二十条から前条までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則
(平成 16 年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・
環境省令第 1 号) (抜粋)

(体験の機会の場の認定の基準)

第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - 二 適切な計画が定められていること。
 - 三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 2 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。

(認定の申請)

第九条 法第二十条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第三項第一号から第三号までに定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を都道府県知事（法第二十条の七第一項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第二十条の八に規定する場合にあっては主務大臣。第十一条及び第十二条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
 - 二 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

- 三 申請者が法第二十条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の実績を記載した書類
- 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 六 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
- 七 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
- 八 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- 九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 十 認定の申請に係る体験の機会のある場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

（変更等の届出）

第十条 法第二十条第八項の規定による届出は、同条第三項各号に掲げる事項を変更したときにあつては様式第八、認定体験の機会のある場の提供を行わなくなったときにあつては様式第九による届出書によってしなければならない。

（更新の申請）

第十一条 法第二十条の二第二項の有効期間の更新を受けようとする者は、様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（運営の状況の報告）

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、前年度における認定に係る体験の機会のある場で行う事業に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 実施の内容
- 二 実施の目的
- 三 実施の期間
- 四 実施の回数
- 五 参加に要する費用

六 参加者数

七 参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

八 収支決算

- 2 前項各号に掲げる事項（以下この項において「事業に関する事項」という。）については、前年度における認定に係る体験の機会のある場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの事業に関する事項の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における事業に関する事項とする。

（公示の方法）

第十三条 法第二十条の七第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。



環境教育等促進法に基づく
体験の機会のある場認定制度 事例集

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室
TEL：03-5521-8231
E-mail：sokan-kyoiku@env.go.jp
